

## 基本契約書・同意書

委託者 \_\_\_\_\_ (以下、甲という。)と受託者 行政書士星野明 (以下、乙という。)は、以下の行政書士業務(以下、本件業務という。)に関する委託契約を締結する。

- 法定相続情報一覧図作成業務(法務局への提出、受領を含む)
- 相続関係説明図作成業務
- 自賠責保険請求手続業務(保険会社への提出を含む)
- 遺産分割協議書その他契約書作成業務
- 成年後見人選任申立資料作成援助業務
- 会社設立に伴う定款作成および認証業務
- 外国人在留手続取次業務
- その他( \_\_\_\_\_ )

上記には必要な相談、アドバイスを含む。

(業務の委託及び受託)

第1条 甲は乙に本件業務を委託し、報酬を支払うことを約し、乙はこれを受託する。

(報酬および必要経費の支払)

第2条 本件業務の報酬は、別途定める乙の報酬規定による。

2 甲は、業務の処理に関して、役所に納付する文書料、送付に要する切手代等の費用、その他印紙・証紙代等の費用を負担する。

(受託業務の誠実な履行)

第3条 乙は甲から委託された本件業務を、委託契約及び行政書士法関係法令、諸規則を遵守し、誠実に履行する。

(受託業務の処理)

第4条 甲は乙が本件業務の遂行にあたり、必要に応じて他の行政書士と共同して業務を処理し、または弁護士、公認会計士、税理士、弁理士、司法書士、土地家屋調査士、社会保険労務士等に、関連する業務を処理または補助させることについて承諾する。

(委託者・受託者の責務)

第5条 甲は乙に対して、業務の処理に必要な資料を提示し、業務の処理に関して積極的かつ全面的に協力する。

(個人情報取り扱い等の同意)

第6条 乙は甲に対して以下の事項に同意する。

- 乙の個人情報を取り扱うこと
- 戸除籍謄抄本、全部(一部)事項証明書、住民票を取得すること。
- 診断書・診療報酬明細書・医療照会等の作成を依頼し、受領すること。
- 画像その他の検査結果、検査資料を請求し、受領すること。
- 事故発生状況報告書、交通費明細、付き添い看護自認書等を作成すること。
- 上記の他、本件業務遂行に必要な手続を行うこと。

(報告)

第7条 乙は、甲の求めがあるときは、本件業務に関する報告書を作成し、提出する。

(守秘義務)

第8条 乙は、本件業務を遂行するにあたって知り得た甲の個人情報を、甲の同意を得ずに第三者に提供しない。但し、法令の規定により、同意なく提供が許される場合を除く。

2 乙は、本件業務を遂行するにあたって知り得た甲を含む本件業務の関係者に関する秘密を、正当な理由がなく、第三者に漏洩しない。

(協議)

第9条 本契約に定めのない事項または本契約に定める事項に関して、何らかの疑義・問題が生じた場合には、甲と乙間で協議し解決を図るよう努力する。

(契約の解除)

第10条 甲および乙は、相手方がこの契約に違反したときは、いつでもこの契約を解除することができる。

2 前項によりこの契約が解除されたときは、甲及び乙は遅滞なく債権債務を清算し、契約の終了に伴う必要な措置を講ずる。

(報酬の相殺等)

第11条 甲が報酬又は実費等を支払わないときは、乙は、甲に対する金銭債務と相殺し、または本件業務に関して保管中の書類その他のものを甲に引き渡さないことができる。

(反社会的勢力の排除)

第12条 乙は、甲(甲が法人である場合には、役員および経営に実質的に関与している者を含む)が以下の各号に該当する者(以下、「反社会的勢力」という。)であることが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- ① 暴力団
- ② 暴力団員
- ③ 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ④ 暴力団準構成員
- ⑤ 暴力団関係企業
- ⑥ 総会屋等
- ⑦ 社会運動等標ぼうゴロ
- ⑧ 政治活動等標ぼうゴロ
- ⑨ 特殊知能暴力集団
- ⑩ その他前各号に準ずる者

2 乙は、甲が反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- ③ 自己、自社もしくは第三者の利益を図り、または第三者に損害を加えるために、反社会的勢力を利用し、もしくは利用していると認められるとき
- ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき

- ⑤ その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 3 乙は甲が自らまたは第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて乙の信用を棄損し、または乙の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- 4 甲は、自らが反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合はこれを拒否し、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を乙に報告し、乙の捜査機関への通報および乙の報告に必要な協力を行うものとする。
- ② 甲が前号の規定に違反した場合、乙は何らの催告を要せずに、本契約を解除することができる。
- 5 乙が本条各項の規定により本件契約を解除したことによって甲および甲以外の第三者に損害が生じても、乙は損害賠償または補償の義務を負わない。また、本件契約の解除により乙に損害が生じたときは、甲はその損害を賠償するものとする。

(合意管轄)

第13条 甲・乙間で訴訟を行う場合は、山形地方裁判所に提訴することを合意する。

以上の合意の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲と乙とが記名押印のうえ各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 住所

氏名

乙

(事務所)山形県山形市小立二丁目7番7号  
行政書士 星野 明